

国営昭和記念公園昭島口周辺エリア再整備・管理運営事業  
公募設置等指針等に関する質問及び回答

【回答公表年月日：令和7年4月23日】赤字部分：令和7年5月16日修正

No	資料名	項	質問内容	回答
1	公募設置等指針	P.37	「協力法人」については、法人名・担当する業務ともに、参加表明書の提出時には明示する必要はなく、公募設置等計画に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で問題ありません。
2	公募設置等指針	P.37	応募グループの構成を変更することが認められる「やむを得ない事情」に、参加表明書の提出後に行われる質問・回答や競争的対話によって、事業に係る諸条件が構成法人の想定と異なることが明らかになった場合は該当するのでしょうか。	P37.ケ)の「やむを得ない事情」として、参加表明書提出後の質問・回答内容や競争的対話の結果を踏まえた構成法人の変更等は該当するものとします。ただし、公募設置等計画の受付終了後の変更等は認めません。また、公募設置等指針 P.37 に記載のとおり、代表法人の変更は認めません。
3	公募設置等指針	P.45	公募設置等指針説明会について、説明会に参加する企業・団体等の名称等を開示戴けないでしょうか。（開示を希望しない企業・団体等については非開示でも構いません。）	公募設置等指針説明会の実施にあたって、参加事業者等の皆様に対して意向を確認していませんので、開示することはできません。